

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
1	<p>また、県及び町（総務課、都市建設課）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとするさらに町（総務課、都市建設課）は、評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p>	<p>また、県及び町（総務課、都市建設課）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。</u>さらに町（総務課、都市建設課）は、<u>これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</p>
3	<p>7 除雪、雪下ろし等の援助体制の整備</p> <p>町（総務課）は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。</p>	<p>7 除雪、雪下ろし等の援助体制の整備</p> <p><u>(1) 町（総務課）は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。</u></p> <p><u>(2) 町（総務課）は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応索を住民に示し、注意喚起に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。</u></p>
5		<p><u>5 盛土による災害防止</u></p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
		<p><u>町（都市建設課）は、盛土による災害防災に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について県に報告し、県は各法令に基づき、速やかに必要な撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について対策が完了するまでの間に、町（総務課）において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u></p>
7		<p><u>災害時の備えとして、県、町（総務課）及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。その上で、災害は発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。</u></p>
17	<p>8 水災に対する連携体制の構築 水災や複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国（利根川上流河川事</p>	<p>8 水災に対する連携体制の構築 <u>水災や複合的な災害にも多層的に備え、水災については、気候変動による影響を踏まえ、</u>社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進</p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
	<p>務所、渡良瀬川河川事務所) 及び県(河川課) が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国、県、町(総務課)、水防関係者(明和消防署、明和町消防団) に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等密接な連携体制を構築する。</p>	<p>することを目的として国(利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所) 及び県(河川課) が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」等を活用し、国、県、町(総務課)、水防関係者(明和消防署、明和町消防団) に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等 <u>の関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための</u>密接な連携体制を構築する。</p>
17	<p>2 代替エネルギーの確保</p> <p>町(総務課)、各防災関係機関は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努める。</p>	<p>2 代替エネルギーの確保</p> <p>町(総務課)、各防災関係機関は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努める。</p>
18	<p>1 救助・救急活動体制の整備</p> <p>(1) 救急・救助用資機材の整備</p> <p>ア 消防機関(館林地区消防組合)、県警察(館林警察署) は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。</p>	<p>1 救助・救急活動体制の整備</p> <p><u>(1) 救急・救助体制及び機能の強化</u></p> <p><u>消防機関、県警察、自衛隊、県及び町(総務課) は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行</u></p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
	<p>イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努め、町（総務課）はこれを資金面で支援する。</p> <p>(2) 保有資機材の把握 町（総務課）は、各機関における資機材の保有状況を把握しておく。</p>	<p><u>い、救助・救急機能の強化を図る。</u></p> <p>(12) 救急・救助用資機材の整備 ア 消防機関（館林地区消防組合）、県警察（館林警察署）は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。 イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努め、町（総務課）はこれを資金面で支援する。</p> <p>(23) 保有資機材の把握 町（総務課）は、各機関における資機材の保有状況を把握しておく。</p>
19	<p>3 保健医療活動の調整機能の整備</p> <p>(1) 館林保健福祉事務所、町（健康こども課）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p>	<p>3 保健医療福祉活動の調整機能の整備</p> <p>(1) 館林保健福祉事務所、町（健康こども課）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p><u>(※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣</u></p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
		<p><u>されたチームを含む。))</u></p> <p><u>(2) 保健医療福祉課活動の総合調整の実施体制の整備</u></p> <p><u>県及び町（健康こども課）は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>
22	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>町（総務課、健康こども課、学校教育課、生涯学習課）は、指定避難所について次の整備を推進する。</p> <p>ア 指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p>イ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p>加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進める。</p>	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>町（総務課、健康こども課、学校教育課、生涯学習課）は、指定避難所について次の整備を推進する。</p> <p>ア 指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、<u>備蓄のためのスペースの整備等を進める。</u></p> <p>イ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p>加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備</p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
	<p>ウ 指定管理施設が指定避難所となる場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>エ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	<p>等を進める。</p> <p>ウ 指定管理施設が指定避難所となる場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>エ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p>
23	<p>(7) 福祉避難所</p> <p>ア 町（総務課、介護福祉課）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p>	<p>(7) 福祉避難所</p> <p>ア 町（総務課、介護福祉課）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>
30	<p>3 学校教育による防災知識の普及</p> <p>町（学校教育課）は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図ると</p>	<p>3 学校教育による防災知識の普及</p> <p>町（学校教育課）は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとと</p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
	<p>ともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。</p> <p>特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p>	<p>ともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。</p> <p>特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p><u>また、県及び町（総務課、学校教育課）は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>
31	<p>(3) 自主防災組織の育成強化</p> <p>エ 自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県の主催する防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を活用し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。また、フォローアップ研修やアドバイザーミーティングを通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討する。</p>	<p>(3) 自主防災組織の育成強化</p> <p>エ 自主防災組織のリーダーをサポートする人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県の主催する防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を活用し、計画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。また、<u>フォローアップ研修やアドバイザーミーティングスキルアップの為の研修等</u>を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討する。</p>
32	<p>(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携</p> <p>県（県民生活課）及び町（介護福祉課）は、災害時救援ボ</p>	<p>(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携</p> <p>県（県民生活課）及び町（介護福祉課）は、災害時救援ボ</p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
	<p>ランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>ランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>
47	<p>(1) 避難情報の発令</p> <p>町長ほか法令に基づき避難情報の権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報の発令を行う。町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示できる。</p> <p>また、避難情報の対象地域、判断時期等の設定に当たっては、必要に応じて前橋地方气象台、河川管理者（県、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）に助言を求める。</p>	<p>(1) 避難情報の発令</p> <p>町長ほか法令に基づき避難情報の権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難情報の発令を行う。町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、<u>住民等に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示できる「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p>また、避難情報の対象地域、判断時期等の設定に当たっては、必要に応じて前橋地方气象台、河川管理者（県、利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所）に助言を求める。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災ア</u></p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
		<u>ドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u>
55	<p>2 町の情報収集・連絡</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>町（各部）は、担当する情報項目について関係機関及び団体、区長等の協力を得て情報収集及び調査を実施する。防災総括部は、各部が収集・調査した情報を集約し、本部長に報告する。</p> <p>なお、行方不明者については住民登録の有無にかかわらず、警察等関係機関の協力を得て正確な情報収集に努める。</p>	<p>2 町の情報収集・連絡</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>町（各部）は、担当する情報項目について関係機関及び団体、区長等の協力を得て情報収集及び調査を実施する。防災総括部は、各部が収集・調査した情報を集約し、本部長に報告する。</p> <p>なお、<u>行方不明者安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の数</u>については<u>搜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町（住民保険部）は、住民登録の有無にかかわらず、警察等関係機関の協力を得て正確な情報収集に努め、搜索・救助等に活用する。</u></p>
57	<p>第2 通信手段の確保</p> <p>町及び各防災関係機関は、自ら保有する通信手段の機能を維持するほか、必要に応じて他の機関が保有する通信手段を活用し、関係機関相互及び住民等への通信手段を確保する。</p>	<p>第2 通信手段の確保</p> <p>町及び各防災関係機関は、自ら保有する通信手段の機能を維持するほか、必要に応じて他の機関が保有する通信手段を活用し、関係機関相互及び住民等への通信手段を確保する。</p> <p><u>また、県、町（防災総括部）、電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信時業容異動通信、公共安全LTE（PS-</u></p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
		<u>LTE)、業務用異動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</u>
70	<p>(9) 炊飯及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</p> <p>(10) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令代1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>(12) その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>	<p>(9) <u>炊飯給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>炊飯給食</u>及び給水を実施する。</p> <p><u>(10) 入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p> <p>(11) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令代1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>(12) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>(13) その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>
73	<p>第4 雪害の拡大の防止</p> <p>1 道路管理者(都市建設部、館林土木事務所)は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画</p>	<p>第4 雪害の拡大の防止</p> <p>1 道路管理者(都市建設部、館林土木事務所)は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等</p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
	<p>等に基づき、道路の除雪を実施する。</p>	<p>に基づき、道路の除雪を実施する。</p> <p><u>2 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局（群馬運輸支局）を中心とする関係機関は、車両の停留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、停留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支線体制を構築し、停留車両の乗員に対し救援物資の艇挙や避難所の一時避難の支援等を行う。</u></p>
77		<p><u>5 安否不明者の絞り込み</u></p> <p><u>町（住民保険部）は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力や安否情報確認システム等を用いて積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、必要と認めるときは、町（住民保険部）と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p><u>なお、県は、発災時に安否不明者の氏名等の講評や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町（住民保険部）と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にし</u></p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
		<u>ておく。</u>
86	<p>5 良好な生活環境の確保</p> <p>(2) 町（学校教育部、生涯学習部）は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自治会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p>	<p>5 良好な生活環境の確保</p> <p>(2) 町（学校教育部、生涯学習部）は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自治会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア</u>等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p>
96	<p>1 被災者の健康状態の把握等</p> <p>(1) 町（健康こども部）は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施する。</p> <p>(2) 町（健康こども部）は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、館林保健福祉事務所を通じて県（健康福祉課）に応援を要請する。</p>	<p>1 被災者の健康状態の把握等</p> <p>(1) 町（健康こども部）は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療<u>福祉</u>活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施する。</p> <p>(2) 町（健康こども部）は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療<u>福祉</u>活動チームが不足する場合は、館林保健福祉事務所を通じて県（健康福祉課）に応援を要請する。</p>

明和町地域防災計画【風水害編】新旧対照表

頁	旧	新
121	<p>4 国等に対する協力の要請</p> <p>町（防災総括部）は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。</p>	<p>4 国等に対する協力の要請</p> <p>町（防災総括部）は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>